

祝 茂原市成人式 令和最初の成人式

1月12日㊤、市民体育館において「茂原市成人式」が開催され、新成人671人が出席しました。「和太鼓昇鼓團」による演奏や、運営委員による抽選会も行われ、会場は華やかな雰囲気にも包まれました。



主な内容

- ◆第6回もばら冬の七夕まつりを開催 (P2)
- ◆税の申告は、早めに、正しく！ (P4～6)
- ◆公立幼稚園の園児を募集します (P7)

今月の日曜開庁	2月23日㊤	8時30分～ 17時15分	市民課 (2階)	☎(20)1502
			市民税課 (2階)	☎(20)1577
証明書等交付時間を延長	毎週水曜日	19時まで	収税課 (2階)	☎(20)1578
			本納支所 (ほのおか館内)	☎(34)2111
			市民課 (2階)	☎(20)1502

※一部取り扱えない業務もありますので、詳しくはお問い合わせください。

【人口と世帯数】令和2年1月1日現在
(うち外国人住民)

- 総人口 89,128人(1,433人)
- 男 44,122人(561人)
- 女 45,006人(872人)
- 世帯数 40,747世帯

※外国人住民の世帯を含む

【12月中の動き】※外国人住民を含む

- 転入 323人 ●転出 236人
- 出生 33人 ●死亡 114人

台風15号・19号および10月25日の大雨で住宅被害を受けた方へ

◎応急修理（り災程度が準半壊以上の方）

自らの資力では修理費の支払いが困難な方に、住宅の応急的な修理費を支援

◎住宅の修繕

り災程度が「一部損壊」、または修理の代金を支払い済みの方で対象工事費が20万円以上の方に修理費の20%を支援

◎借り上げ住宅（り災程度が半壊以上の方）

市では住宅に甚大な被害を受けた方が住宅の修理を行う期間、一時的に転居するための民間住宅を借り上げて提供

◎家賃補助（り災程度が半壊以上の方）

賃貸住宅が被災し、市内の他の賃貸住宅へ転居する方へ家賃の1カ月分（最大5万円）を補助

お問い合わせは、**建築課（8階）**
☎(20) 1 5 8 8、FAX (20) 1 6 0 6へ。

◎賃貸型応急住宅

千葉県では、災害救助法に基づき、アパート・借家等を借り上げ、無償で提供する事業を実施しています。

◆対象者 次のすべてに該当する方

- ①住家が半壊以上の被害により居住することができない方（借家の方も対象）
- ②自らの資力をもってしては、住家を確保することができない方
- ③災害救助法に基づく応急修理制度等を利用していない方

※すでに転居されている方も対象となる場合があります。

お問い合わせは、**建築課（8階）**
☎0800(800)6270（通話料無料）、
FAX (20) 1 6 0 6へ。

2月8日
土

第6回 もばら冬の七夕まつりを開催

冬の茂原を華やかに盛り上げる「冬の七夕まつり」を2月8日土に開催します。

また、2月1日土から14日金（毎日17時30分～21時）までの間、市役所周辺と市役所脇の豊田川（愛称：天の川）がイルミネーションで輝きます。ぜひ足をお運びください。

【主なイベント】（天候により、時間変更・中止あり）

- あったか足湯体験「冬タナの湯」…12時～19時
- 飲食ブースの出店……………12時～20時
- 移動式プラネタリウム……………12時30分～19時
- ステージイベント……………13時～18時
- PETボトル灯籠イルミネーション…16時～20時
- 点灯式……………17時20分～

詳しくは、**茂原七夕まつり**
ウェブページをご覧ください▶



▲プラネタリウムでは茂原から見える星空を紹介！

お問い合わせは、**茂原七夕まつり実行委員会 冬の七夕委員会（商工観光課内）**
☎(20) 1 5 2 8、FAX (20) 1 6 0 4へ。

台風15号・19号および10月25日の大雨で被災された事業者の方へ

◎茂原市被災中小企業再建事業

被災中小企業者が、千葉県中小企業復旧支援事業で補助を受けた場合、茂原市独自に上乗せ補助を行います。

県への申請とは別に市への申請が必要となります。

◆補助額

県の補助対象経費のうち、県補助分を除いた自己負担額の1 / 2以内（上限額50万円）

お問い合わせは、**商工観光課（6階）**
☎(20) 1 5 2 8、FAX(20) 1 6 0 4へ。

◎千葉県中小企業復旧支援事業

千葉県が被災中小企業者の事業活動再開に必要な費用を支援します。

◆補助対象経費

施設費・機械装置費等（すでに復旧が完了した経費も対象。保険給付を除く）

◆補助額

対象経費の3 / 4以内（上限額1,000万円）

お問い合わせは、
千葉県中小企業復旧支援補助金窓口
☎0 4 3 (223) 3 7 2 5へ。

※市商工観光課（6階）においても、
相談をお受けします。

☎(20) 1 5 2 8、FAX(20) 1 6 0 4へ。

市長が行く

温暖化の脅威に思う

No.116

茂原市長 田中豊彦



昨年、茂原市は、度重なる大型台風による大雨や強風で甚大な被害を受けました。

その後の対処に時間を割かれながらも感じたのは、日本だけでなく世界中で地球温暖化による気候変動により多くの災害が起こっているという事実です。トランプ大統領などは温暖化は温室効果ガスのせいではないなどと言い、積極的に対策をとる方向に進もうとしませんが、アマゾンやオーストラリアの森林火災の映像などを見るたびに本当に地球の未来を案じざるを得ません。

ここへきて自然は急速に変化し牙をむいてきたように感じます。気候変動はきつと今年も地球のあちこちにさまざまな災害をもたらすことでしょう。現在私たちが行っているCO₂削減の対策では追いつかないのでしょうか。スウェーデンの少女グレタ・トゥーンベリさんの言うように、金もうけや経済成長だけを目的として過ごしているのではないということ、すべ

ての人がもう一度立ち止まってしっかりと考え直すべきなのではないでしょうか。彼女の主張を鼻で笑う為政者もいるようですが、それなら正しい科学的根拠をしっかりと示すべきだと思います。真実をねじ曲げることなしに。

今、それではこの茂原市において何ができるかと言えば、まずは身近なところから、ごみの分別などをより徹底しごみを減らす、省エネの工夫や方法の市民への周知などということからスタートし、温暖化対策を市民一人ひとりが自分のこととして考え、CO₂を減らすことにより真剣に取り組んで行くということではないでしょうか。頭では分かっているけれども実行することは意外に難しいものですが、もちろん市として何ができるのかを模索していく必要もあります。つまり、災害が起きた時の対策のみならず、それをいかに起きないようにするかを考えていくということ、子どもたちの将来のために、さて、このところずつとこ

の欄では台風の災害について書くことが続いておりました。災害はあつてはならないことですが、いろいろな場面ですと人とのつながりの大切さを感じることもありました。いざというときにどれだけ周りに良き協力者がいるかということとはやはりトップにとつては大変重要なことであると身に染みて思っております。

例えば今回の災害ごみの置き場所については、沢井製薬さんに大変お世話になりました。またそのごみの片付けは茂原市では想定外に早く進みました。また、千葉県産業資源循環協会(※)の方々のお力をお借りしたことをここに申し添えたいと思います。それがなかったことでしょうか。素晴らしい協力者たちに心から感謝いたします。

今年は東京オリンピックが開催されます。より明るい年になることを願いながら今年も肅々とやるべき課題に取り組んでいこうと決意を新たにしております。

※千葉県内の産業廃棄物処理業者等が会員となり、災害発生時には災害廃棄物処理の支援を行っている。

税の申告は、 早めに、正しく！

お問い合わせは、
・茂原税務署
〒297-8501
茂原市高師台1-5-1
茂原地方合同庁舎2階
☎2166
・市民税課(2階)
〒297-8511
茂原市道表1
☎1577、FAX(20)1609

申告会場開設期間 ▶2月17日(月)～3月16日(月)(土日・休日を除く)

申告の種類	受付会場	受付時間
市民税・県民税の申告	<ul style="list-style-type: none"> 市役所市民室 (市民税課へ郵送可) 本納公民館 (ほのおか館) 第1会議室 ※2月14日(金)までは市民税課窓口のみ	8時30分～17時
所得税及び復興特別所得税の確定申告	<ul style="list-style-type: none"> 市役所市民室 本納公民館 (ほのおか館) 第1会議室 	8時30分～17時
	<ul style="list-style-type: none"> 茂原税務署 (郵送可) 	8時30分～16時 ※申告書の提出は17時まで

※申告書は納税者自身が作成することが原則となっています。

※混雑時には、受け付けを早めに締め切ることがありますので、お早めにお越しください。

※茂原税務署では、1月6日(日)から、消費税の申告書・所得税及び復興特別所得税の還付申告書の提出を受け付けています。また、申告期間中は、申告書を作成できるコーナーを設置します。


※災害等に係る雑損控除を受けられる方や、青色申告および譲渡所得の申告をされる方は、茂原税務署で申告してください。

便利で簡単！国税庁ホームページから
確定申告書を作成 **e-Tax!!**
および提出 **提出** できます
e-Taxを利用するとこんないいこと！

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー
- 24時間受付可能

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 申告



申告に必要なもの

①印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 認印でも可(朱肉を付けるもの)
②本人確認書類 (AまたはBのいずれか)	A マイナンバーカード(個人番号カード) 通知カード・住民票の写し(個人番号の記載があるもの)などから1点 B 運転免許証、健康保険証、パスポートなどから1点
③収入を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収票(給与、公的年金等) 営業等、農業、不動産の収入があった方は、収入と必要経費が分かる書類や帳簿、領収書など ※あらかじめ収入と各経費を計算しておいてください 支払調書(配当、原稿料等) ・株式等の年間取引報告書
④控除を証明するもの	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の控除証明書 国民健康保険税、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料の領収書や口座振替納付済通知(平成31年・令和元年中に支払ったもの) 生命保険料、地震保険料の控除証明書 ・障害者手帳 など
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> 本人名義の通帳(口座番号などが分かるもの) ・筆記用具、計算機など

確定申告が必要な方（例）

昨年1年間に所得があり、次に該当する方

- ・平成31年・令和元年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が、扶養控除や基礎控除などの所得控除の合計額を超える方
- ・給与収入が2,000万円を超える方
- ・給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ・給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすれば税金が戻る方（例）

- ・給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方
- ・平成31年・令和元年に途中で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
- ・公的年金等の収入が400万円以下だが、源泉徴収をされており、医療費控除等の申告をすると、所得税が戻る方

※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振り込みとなります。通帳など、口座番号等の分かるものを用意してください。

市民税・県民税の申告が必要な方（例）

令和2年1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方

- ・給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方
- ・事業所得者などで所得税及び復興特別所得税がかからない方
- ・給与等の支払いを受けていて、それ以外に20万円以下の所得がある方
- ・扶養になっている方で、パートや内職などの収入がある方
- ・公的年金などの受給者で、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方
- ・公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得がある、もしくは扶養などの各種控除の申告が必要な方
- ・収入のない方（国民健康保険税や後期高齢者医療制度の保険料の軽減措置、税関係証明書の発行、各種福祉関係の所得判定等の基礎資料となるため、必ず申告してください）

市民税・県民税申告書の送付

昨年度の申告状況などにより2月5日[㊤]に発送予定です。なお、申告書は市役所市民税課と本納支所（ほのおか館）に用意してあります。

※すべての方に送付していないため、申告が必要な方でも届かない場合があります。

納税は便利な口座振替で

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

◆**口座振替日** 4月21日[㊤]

◆**提出先・期限**

茂原税務署または金融機関

3月16日[㊤]

◆**納付期限**（口座振替以外）

3月16日[㊤]

青色申告会による税務相談

◆**期間**

2月12日[㊤]～3月13日[㊤]

9時～15時

（土日・休日を除く）

◆**場所**

茂原青色申告会館

（茂原市道表12）

岡茂原税務署管内青色申告会

☎（23）1273

税理士による無料申告相談

◆**期間**

2月6日[㊤]～14日[㊤]

9時～16時

（受付は15時まで。土日・

休日を除く）

◆**場所**

茂原税務署2階会議室

※市役所では実施しません。

医療費控除

本人や家族の病気やけがなどにより支払った医療費（平成31年・令和元年中に実際に支払ったものに限る）があるときは、次の2つのどちらかの方法により計算した金額を所得から差し引くことができます。

1. 医療費控除 計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高200万円まで)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支払った} \\ \text{医療費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額(※1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得の5\%} \\ \text{(10万円を超える場合は10万円)} \\ \hline \end{array}$$

2. 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 計算方法

健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組(※2)を行っている方が対象となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \text{(最高8万8千円まで)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{その年に支払った特定一般用} \\ \text{医薬品等(※3)の購入費} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{保険金などで補てん} \\ \text{される金額(※1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{1万2千円} \\ \hline \end{array}$$

※1 保険金などで補てんされる金額とは、

① 社会保険などから支給を受ける療養費、高額療養費、出産一時金

② 医療費の補てんを目的として支払いを受ける損害賠償金や生命保険契約などの医療保険金、入院給付金などです。

※2 一定の取組とは、予防接種、健康診断の受診などのことです。

※3 特定一般用医薬品等とは、処方箋なしにドラッグストアなどで購入できる医薬品等のことです。

添付書類

医療費控除の明細書など

※平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに医療費控除の明細書の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

※美容整形、通院に使用した自家用車のガソリン代や駐車場代、健康増進のためのサプリメントや食品の購入代などは対象になりません。

介護保険の認定を受けている方へ

おむつ代の医療費控除を受けることが2年目以降の方は、医師が発行するおむつ使用証明書に代え、市で発行する書類により医療費控除が認められる場合があります。

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

所得税及び復興特別所得税を納める方が、住宅ローンなどを利用してマイホームを新築・購入・増改築などをしたときは、一定の要件に当てはまれば、住宅ローン控除を受けることができます。所得税額から控除しきれない場合は、限度額の範囲内で市民税・県民税から控除されます。

※居住開始年月日によっては、市民税・県民税からの控除が受けられない場合があります。

配偶者控除

平成29年度の税制改正により、納税者の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除を受けることができないこととされました。この改正により、従来配偶者控除の適用を受けていた配偶者の方は、市民税・県民税の申告書の提出が必要となる場合があります。

公立幼稚園の園児を募集します

4月から公立幼稚園に入園する幼稚園児を次のとおり募集します。

◆対象

- 3歳児（平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ）
- 4歳児（平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ）
- 5歳児（平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ）

◆申込資格

住民登録している市内在住者

◆申込方法

印鑑をご持参の上、学校教育課にてお申し込みください。（見学をご希望の方は、各幼稚園へお問い合わせください。）

◆注意事項

- ・定員になり次第、締め切ります。

・豊岡幼稚園は、「公立保育所・幼稚園整備計画」に基づき、令和3年3月に閉園し、令和3年4月から「ほのおかこども園（現本納保育所）」へ移行します。令和3年4月からは、「ほのおかこども園」もしくは他の幼稚園や保育所等へ転園

していただくこととなりますので、ご了承ください。
 ・五郷幼稚園は、同計画に基づき、令和4年3月末で閉園し、令和4年4月から「（仮称）南部認定こども園（現五郷保育所用地）」へ移行する予定です。

幼稚園名	電話番号	対象
豊岡幼稚園 粟生野2653-1	(34)8050	3～5歳児
五郷幼稚園 早野17-1	(23)5185	4・5歳児
新茂原幼稚園 上林56-2	(24)8710	

公立
お申し込み・お問い合わせは、学校教育課（9階）
 ☎(20)15558、FAX(20)16007へ。



私立幼稚園の募集は、各幼稚園へお問い合わせください。

幼稚園名	電話番号	対象
エンゼル幼稚園 八千代1-11-1	(22)3210	3～5歳児
ふたば幼稚園 茂原646	(22)3964	
茂原聖マリア幼稚園 高師980	(22)4386	
もばら幼稚園 東郷842-2	(24)1095	

（仮称）南部認定こども園の運営事業者を決定しました

市では「公立保育所・幼稚園整備計画」に基づき、質の良い教育・保育を提供するため、五郷保育所、中の島保育所および五郷幼稚園を統廃合して、新たに公私連携幼児保健携型認定こども園を整備します。設置・運営する事業者を募集した結果、次の事業者に決定しました。

法人名

社会福祉法人

すくすくどろんこの会

施設名称

（仮称）南部認定こども園

整備予定地

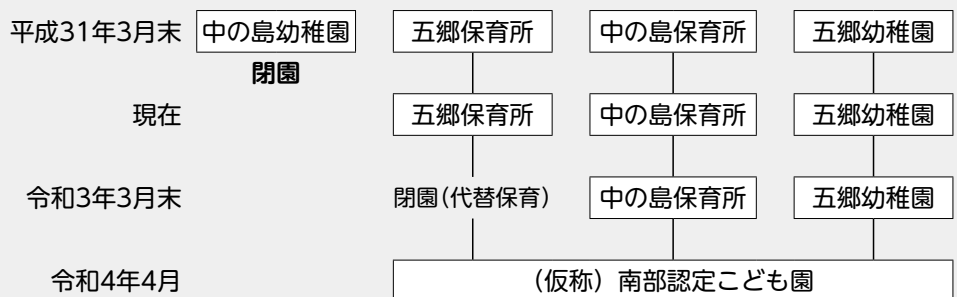
茂原市綱島102

（現五郷保育所用地に新設）
 ※五郷保育所は令和3年度に取り壊して、鶴枝保育所にて代替保育を行う予定です。

定員

200人以上

【南部認定こども園整備スケジュール】



お問い合わせは、子育て支援課（2階）
 ☎(20)1573、FAX(20)1610へ。

※五郷保育所は令和3年3月末で閉園予定です。
 ※中の島保育所・五郷幼稚園は令和4年3月末で閉園予定です。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。お問い合わせは、秘書広報課☎(20)1512、FAX(20)1601へ。

「キャッシュレス使い方講座」を開催



市では、キャッシュレス決済について基本的な使い方の説明や、疑問・質問にお答えする「キャッシュレス使い方講座」を開催します。

日時

2月25日(火)15時～16時

場所

市役所1階102会議室

参加費

無料

定員

40人(申込順)

申込方法

電話・メール・FAXにて、氏名・住所・連絡先をお伝えください。

申込締切

2月21日(金)

お申し込み・お問い合わせは、
商工観光課(6階)

shinkou@city.mobara.chiba.jp
☎(20)1528、FAX(20)1604へ。

奨学資金貸付制度を

ご存じですか？

市では、大学(短期大学含む・大学院除く)、高等専門学校(第4学年および第5学年)または専修学校(専門課程)に入学・在学する方のうち、学術優秀かつ健康な方で経済的理由により修学が困難な方に、無利子で奨学資金の貸付を行っています。

貸付要件

- ・保護者が申請日1年前から市内に住所を有すること
- ・条件を満たす連帯保証人を2人立てられること など
- ・その他詳しい貸付要件、提出書類は、教育総務課ウェブページまたは同課窓口の募集案内をご覧ください。

申請書の配布

2月3日(月)～3月9日(月)

受付期間

3月10日(火)～26日(木)

申請書配布場所

教育総務課窓口



奨学資金貸付限度額

種類	修学費 (月額)	就学支度費 (入学時のみ)
区分		
大学	5万円 以内	15万円 以内
高等専門学校		
専修学校(専門)		

※貸付人数等により希望額に沿えない場合があります。

お問い合わせは、
教育総務課(9階)
☎(20)1557、FAX(20)1607へ。



みんな集まれ！！交通安全フェア☆もばら

～第38回茂原市交通安全推進市民大会～

交通ルールやマナーについて楽しみながら学んでもらうため、「交通安全フェア☆もばら」を開催します。ご家族・お友達皆さんでぜひお越しください。

日時 2月29日(土)13時～

場所 茂原ショッピングプラザ・アスモ 1階センターコート

- 内容**
- ・交通安全優良ポスターの表彰式・作品展
 - ・アップル幼稚園児による鼓笛演奏
 - ・楽しく学ぼう！交通安全教室
 - ・パトカー・白バイ乗車体験(雨天時、変更・中止あり)
 - ・お楽しみ抽選会 など



お問い合わせは、生活課(2階) ☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

監査の結果に対する措置

平成30年度に実施した定期監査（その2）の監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

薬品）の使用促進等保険者努力に取り組まれました。

【措置内容】

医療費の適正化に向け以下の取組を実施した。

- 【監査の種類】 定期監査
- 【措置年度】 令和元年度
- 【監査結果】

国民健康保険については、平成30年度から財政運営の主体を市町村から都道府県に切り替える、いわゆる「国保の広域化」が導入されたことに伴い、今後も医療費の適正化に向けた保険者共通の評価指標として①特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率の向上②糖尿病等の重症化予防③加入者に対する予防及び健康づくりの取組④加入者の適正受診・適正服用の促進⑤後発医薬品（ジェネリック医

⑤ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、保険証一斉更新時にジェネリック医薬品希望シールを送付している。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が200円以上軽減される方に対し、ジェネリック差額通知を送付している。

【監査結果】

低所得者対策については、

「生活困窮者自立支援制度」の一部改正が平成30年10月1日に施行され、支援の柱の一つである生活保護を受給する手前の段階から困窮者を支える「家計相談支援事業」など、生活困窮者の自立に向け積極的に取り組まれました。

【措置内容】

平成30年度から「家計相談支援事業」を実施し、生活困窮者の自立に向けた支援をすることができ、令和元年度も継続して実施している。

お問い合わせは、

監査委員事務局（9階）

☎(20)1560、FAX(20)1607へ。

第33回 もばらふるさと塾 「農業・農村交流体験ツアー」

市では、農家の現場を通じてあらためて「ふるさと茂原」の魅力を感じていただくため、「農業・農村交流体験ツアー」を実施します。



- ◆内容 野菜の収穫体験（天候等により変更あり）
地元農産物の直売所「旬の里ねぎぼうず」見学
- ◆日時 3月25日☎10時～15時
- ◆集合 中央公民館（10時）
- ◆対象 市内在住者
- ◆定員 30人（申込多数の場合抽選）
- ◆費用 2,000円（昼食代含む）
- ◆申込期間 2月3日☎～10日☎
- ◆申込方法 電話・FAXにて
- ◆主催 茂原市園芸協会

お申し込み・お問い合わせは、農政課（6階）☎(20)1526、FAX(20)1604へ。